

○厚生労働省告示第二百五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用再生医療等製品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

再生医療等製品の名 予定される効能、効果又は性能
称

申請者の氏名又は名称 指定年月日
及び住所

EYE101M 角膜上皮幹細胞疲弊症

株式会社ジャパン・テ 平成二十七年
イッシュ・エンジニア 三月二十五日

リング

愛知県蒲郡市三谷北通

六丁目二百九番地の一